

川越市発注工事におけるスライド条項の運用について

スライド条項とは

川越市建設工事標準請負契約約款第26条に定められた「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」についての規定です。工事の請負契約締結後に賃金水準や物価水準の変動により請負代金額が著しく不適當となった場合に、請負代金額の変更を請求することができます。

スライド条項の種類

- 全体スライド（第26条第1項～第4項）
契約締結日から1年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合
- 単品スライド（第26条第5項）
特定の工事材料の価格に著しい変動が生じた場合
- インフレスライド（第26条第6項）
急激なインフレ又はデフレが生じ、短期的かつ急激に賃金水準又は物価水準が変動した場合

上記の場合、スライド条項の適用により、請負代金額の変更ができる可能性があります。

ご相談は、下記の相談窓口をご利用ください。



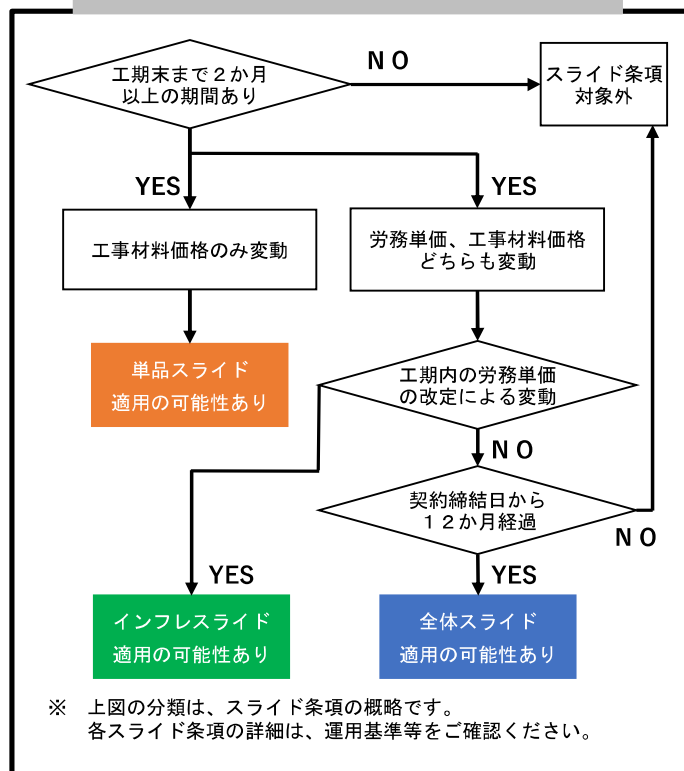
川越市マスコットキャラクター ときも

相談窓口

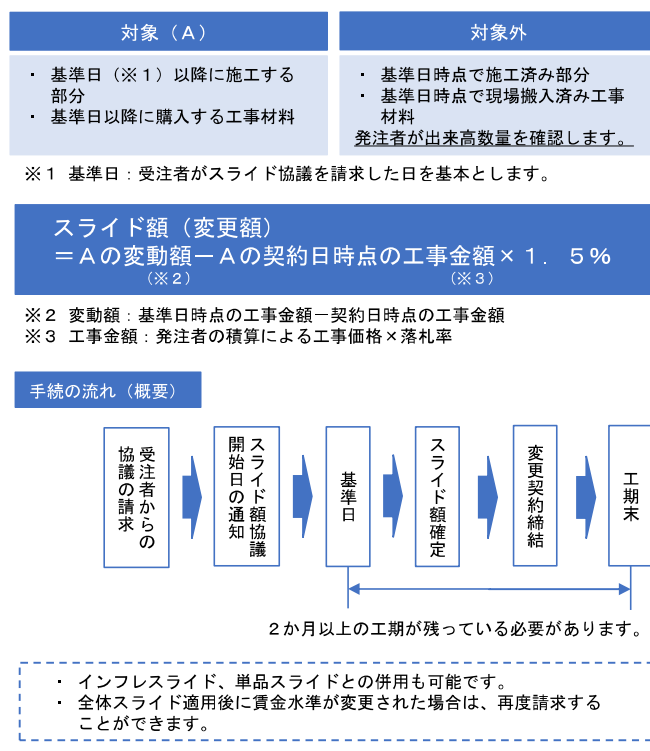
- | | |
|--------------------|--------------------|
| ▪ 受注工事のスライド額協議について | 各工事発注課所室 |
| ▪ スライド条項の概要について | 財務課管財契約担当 |
| | 電話番号: 049-223-3062 |

スライド条項の概要とスライド額の算出方法について

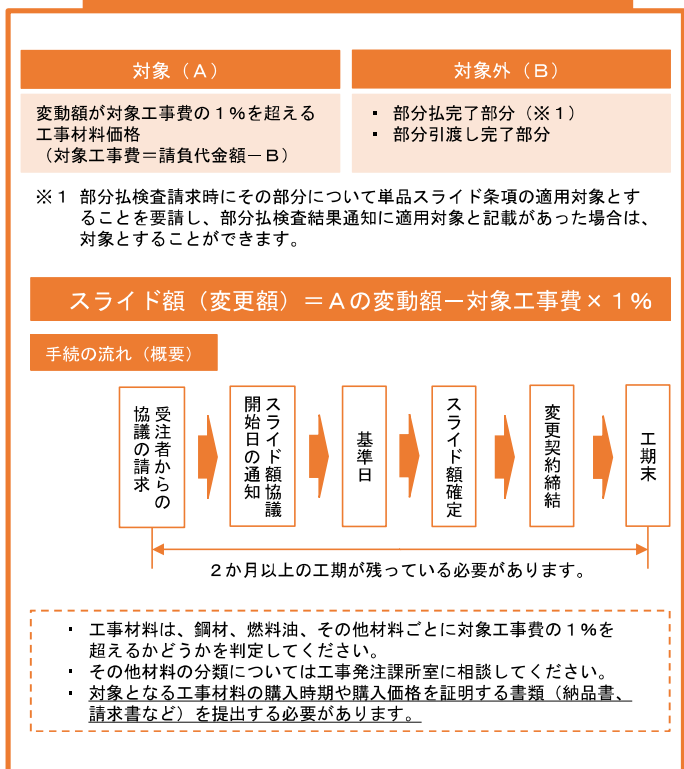
スライド条項の分類イメージ (※)



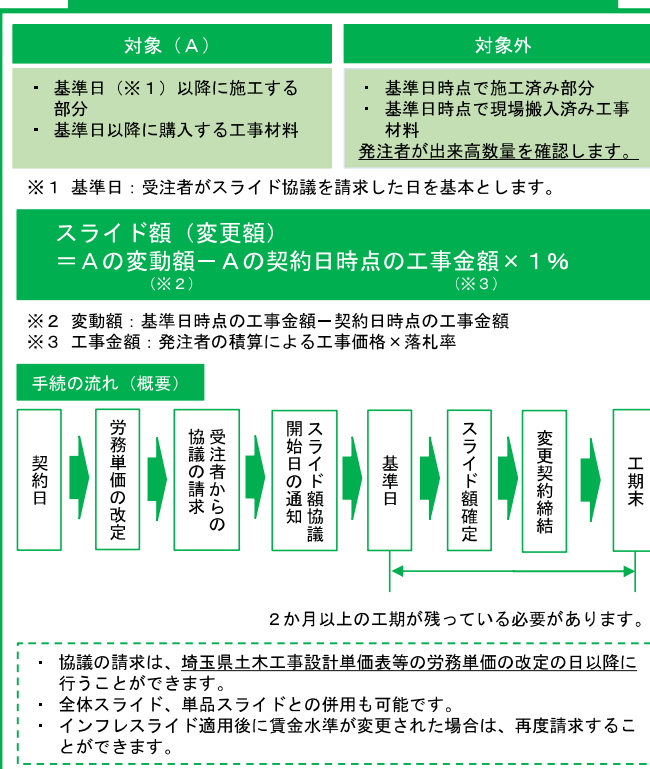
全体スライド (第26条第1項～第4項)



単品スライド (第26条第5項)



インフレスライド (第26条第6項)



詳細については、川越市公式ホームページでもご確認いただけます。

川越市 スライド条項 で 検索

※財務課執行の案件は、各様式の宛先を「川越市上下水道事業管理者」に変更してください。